もりしん Press Release

2025年2月14日

お客さま各位

盛岡信用金庫

手形・小切手の電子化に向けた対応についてのお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・金融界・産業界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記のとおり取組みを行うことといたします。

今後も一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．当座預金の新規口座開設の受付停止

当座預金（専用約束手形当座預金（マル専）も含む）の新規口座開設の受付を停止いたします。なお、既存口座は引き続きご利用いただけます。

２．専用約束手形当座預金（マル専）の取扱い廃止

専用約束手形当座預金※（マル専）の取扱いを廃止いたします。

※割賦販売商品の購入代金等を支払うために利用する約束手形（マル専手形）を振り出す当座勘定

３．令和９年４月以降を期日または振出日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

２０２７年４月以降を期日または振出日とする手形・小切手の代金取立の受付を停止いたします。該当する手形・小切手をお持ちのお客さまにつきましては、お取引店までご相談くださいますようお願いいたします。

４．払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始

当金庫所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始いたします。ただし、払戻しは口座開設店に限ります。

なお、小切手による払戻しにつきましても引き続きご利用いただけます。

※上記を踏まえ、当座勘定規定を一部改定させていただきます。改定の内容につきましては次ページ「７．当座勘定規定（一般用）改定内容」をご覧ください。

５．実施日および改定日

２０２５年４月１日（火）

【本件に関するお問い合わせ先】
盛岡信用金庫　事務部事務集中課
電話番号：０１９-６５２-５８５１
お問い合せ時間：平日９：００～１７：００

あなたのそばに　もっと身近に
盛岡信用金庫
〒020-8461 盛岡市中ノ橋通１丁目４番６号

６．手形・小切手等に代わるサービスのご利用

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして、電子記録債権（でんさい）またはインターネットバンキング等のご利用をご案内しております。

ご不明な点は、最寄りの営業店にお問い合わせ願います。

７．当座勘定規定（一般用）改定内容

改定後	改定前
第７条（手形、小切手の支払等） （１）～（２）（略） （３）当座勘定の払戻しの場合には小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 （４）前項の払戻しには払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合は、取引を行うことができません。	第７条（手形、小切手の支払） （１）～（２）（略） （３）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （追加）
第１７条（印鑑照合等） （１）手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （２）～（３）（略）	第１７条（印鑑照合等） （１）手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （２）～（３）（略）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
盛岡信用金庫　事務部事務集中課
電話番号：０１９-６５２-５８５１
お問い合せ時間：平日９：００～１７：００

あなたのそばに　もっと身近に
盛岡信用金庫
〒０２０-８４６１ 盛岡市中ノ橋通 １ 丁目 ４ 番 ６ 号